

鈴鹿市地域福祉計画審議会 傍聴要領

1 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式1）の交付を受けなければならない。
なお、傍聴証は会議開催予定時刻の30分前から5分前までに会場の受付において交付する。

2 傍聴者の定員

会議の傍聴者の定員は、原則10人とする。ただし、傍聴希望者が定員を超過した場合は、議長が状況を踏まえて定員を決定し、必要と認める場合は抽選により決定する。抽選により傍聴者になれなかった者は、傍聴証を返却する。

3 傍聴席に入ることのできない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴者は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければならない。

- (1) 発言することはできない。
- (2) 飲食又は喫煙することはできない。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音することはできない。ただし、特に議長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、すべての係員の指示に従うものとする。

5 傍聴者の退室

傍聴者は、議長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、議長からの退室の指示があったときは、直ちに退室しなければならない。

また、傍聴者は、会議終了後等に退室する場合、傍聴証を返却しなければならない。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮つて定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとする。

附則

この要領は、平成29年2月27日から施行する。